

新成人の皆様へ



暴走はしない させない 許さない！

平成30年の成人式において、厚木警察署管内では、
成人式に出席していた新成人による、
道路交通法違反（共同危険行為等禁止違反等）により、
逮捕者を含め多数の違反者を検挙しています。

令和2年は、昨年に引き続き、対策に従事する警察官を

増員

し、違反車両（整備不良車両等）に対する運転禁止命令等の

交通指導取締り

を実施します。



整備不良車両等に乗車し、交通ルール・マナーを守らないことは、
自分たちが怪我をするだけでなく、周囲の人をも負傷させる可能性のある

大変危険な行為です。

**交通ルール・マナーを守り、大人の仲間入りとなった日を、
後悔することがないようにしましょう。**

平成30年 成人式 道路交通法違反状況

